

[特別賞]

# 2つの重大な違法捜査が認定された事例

三澤太雅 横浜弁護士会・61期

## 事件の概要

### 1 事案の要点

本件事案は、覚せい剤取締法違反(使用)被告事件において尿の鑑定書が違法収集証拠として排除され無罪判決がなされ、第一審で確定した事案である。

裁判所による証拠排除までの判断過程の要点は、以下のとおりである。

- ① 警官が被告人から尿の任意提出を受けた手続は、重大な違法性を有する被告人の現行犯逮捕手続による身柄拘束状態を直接利用して行われたものであるから、提出された尿の鑑定書は重大な違法捜査と密接に関連し証拠能力が認められない。
- ② 被告人に対する身体拘束の重大な違法性は、身体拘束に前置される2つの重大な違法性を有する捜査手続の違法性により基礎づけられる。
- ③ まず、警官らは、重大な違法性を有する自動車に対する捜索により覚せい剤を発見し、次に、被告人がその場に姿を現すと、いかなる種類の逮捕の要件も満たさない状況の下、被告人の身体を拘

束した。その後、警官らによる違法捜査の糊塗行為を経て、被告人の現行犯逮捕に至った。

被告人に対する身体拘束に対し、前置される捜索と逮捕の2つの重大な違法性がそのまま引き継がれているとの評価がなされているという意味において、一連の捜査過程にきわめて重大な違法性が認められた事案といえる。

### 2 判決で認定された違法捜査の骨子

とある大型ホームセンターの駐車場(以下、「本件駐車場」という)に、ハッチバックドアが開放されたまま駐車されているトヨタハリアー(以下、「ハリアー」という)があるとの110番通報を受け、2009(平成21)年12月25日午前1時頃、3人の警官(警官T、警官G、警官M)が本件駐車場に臨場した。警官らは、ハリアーの所有者を特定しようと考え、捜索令状および立会人なくして、ハリアー内を検索した(以下、この一連の検索行為を「第1次検索」という)。その結果、警官らは、同車内のポーチの中から、覚せい剤らしき粉末を発見したが、ポーチ内に戻した。また、警官らは、被告人(以下、「Aさん」という)の

氏名と生年月日が記載された葉袋を発見した。この第1次検索の際、自動車の所有者を特定するために車台番号を確認する等、よりプライバシーの侵害が少ない行為を行うことについて、検討された形跡がない。

覚せい剤を発見した警官ら3人は、いったん帰署し、パトカーを捜査車両エルグランド(以下、「エルグランド」という)に乗り換え、ジャンパーを羽織って、警察であることを外見上わかりにくくしたうえで、同日午前3時頃、本件駐車場に再び臨場したうえで、ハリアーの監視を開始した。監視を開始して15分ほど後、Aさんが、本件駐車場に入ってきたトヨタアリスト(以下、「アリスト」という)から下車し、ハリアーのハッチバックドアの前で、ハリアー内の様子をうかがい始めた。警官Tは、Aさんに声をかけ、警官Gと警官Mは、アリストの運転手に声をかけた。Aさんは、警官Tに気づくとすぐに走り出し、本件駐車場の出入口を通り車道を横断して逃げた。アリストも、同様に本件駐車場出入口から逃走した。Aさんは逃走を試みたものの、警官Gに捕まり、左肩を掴まれたうえ、右手を後手にされ、手の甲を背中あたりに押し当てられた。Aさんは、「逃げないから手を離してくれ」と言ったが、警官Gは、Aさんを離さず、Aさんを本件駐車場に停車中のエルグランド前まで歩かせたうえで、Aさんの同意なくして同車に乗車させ1時間程車内に留め置いた。

午前4時30分頃、覚せい剤事犯を担当していた警官O(以下、「O」という)が本件駐車場に到着した。Aさんは一貫してハリアーは友人のものである旨述べていたが、OらはAさんを立ち会わせてハリアーを再度検索し(以下、「第2次検索」という)、すでに発見済みの覚せい剤様の粉をハリアー内のポーチから再度発見し直したうえで、Aさんを現行犯逮捕した。その後、警官らは、覚せい剤とハリアーの車体を差し押さえた。

Aさんは、同日午前5時30分に警察署へ引致され、同日中に尿を警官に提出した。この尿から、覚せい剤成分が検出された。

## 被疑者弁護

2009(平成21)年の年の瀬に、Aさんに対する覚

せい剤取締法違反(所持)被疑事件の国選弁護人に就任した私は、これが弁護士1年目の仕事納めかな等とのんきに考えながら、警察署に留置されているAさんに会いに行った。

Aさんとの会話には一定の困難が感じられたものの、じっくりと耳を傾けてみると、Aさんは、捜査過程に不満があるらしいことが、伝わってきた。Aさんは、逮捕時逃走に失敗し捕まった際に右腕あたりを痛めたらしい。病院での検査・診察は受けさせてもらっているとのことであり、証拠は保全されているようである。残念ながら、Aさんの外見上、擦り傷やあざ・出血等は確認できなかったが、医師の診察の際には、右腕に痛みが生じた経緯も含め、きちんとカルテに記載してもらうよう指導した。

逮捕されたときの話をAさんに尋ねると、警察は初めからAさんの名前を知っており、「おい! A!」と呼びかけられとっさに逃げた後、Aさんは警察から逃げることに失敗し、警察に右腕あたりをつかまれたときに右腕あたりを痛めたとのことであった。その後、Aさんは警察車両に同意なく乗せられてしばらくした後、ハリアーの捜索に立ち会い、覚せい剤が発見され現行犯逮捕されたとのことであった。被疑事実に関して聞いてみると、発見された覚せい剤はAさんの物ではないが、Aさんは警察に尿を任意提出しており覚せい剤が検出されているであろうとのことであった。ハリアーには、3人乗車していたとのこと、覚せい剤に対する占有関係が客観的にも明らかではないので不起訴の可能性は十分あると判断し、否認をするよう指導した。Aさんとの接見を終えて、私は、管理系の警官に対し、Aさんが、逮捕行為を原因として右腕の痛みを訴えていること、および、Aさんが適切な治療を受けられるよう配慮してほしい旨を伝えた。また、Aさんの捜査担当の警官との面会を求めたが、担当警官が不在であったため、Aさんの逮捕に至る経緯を明らかにするよう担当者に伝言を残した。

後日、Aさんが逮捕後通院している病院の医師から話を聞いてみるも、客観的な検査からは、Aさんの訴えの原因は明らかでない、けんもほろろであった(仕方ないのかもしれないが、一般人は被疑者に対して冷たいものである)、警察も、任意捜査であるの一点張りであった。その後のAさんとの接見で

は、留置係から提供される食事への不満であるとか、Aさんの親族の話が多くなり、捜査過程に関する話は少なくなっていた。

勾留満期を迎え、Aさんは覚せい剤所持に関して不起訴釈放となり、覚せい剤の使用で再逮捕され、再び私が国選弁護人に就任した。

違法捜査に対する本件の弁護をどうすべきかまわりの先輩諸氏に尋ねたものの、無理のないことではあるが、効果的なアドバイスを得ることはできなかった。排除法則により無罪になることなどほとんどなく、そもそも、捜査機関の違法捜査を立証できるだけの証拠を収集するのは容易でない。「あきらめたほうがいいよ」、言外にそのように言われているようでもあった。私は、一人で弁護方針を考えるよりほかなかった。

頭をいくらひねっても、無罪に足る的確な証拠を収集する手段が思いつかなかった。ダメ元ではあるが、Aさんが逮捕時に違法な有形力の行使を受けたこと、および、Aさんが任意提出した尿とその鑑定書は重大な違法性がある身体拘束と密接に関連しており、排除法則により証拠能力がないので、Aさんを直ちに釈放すべきことを内容とする意見書を作成し、検察官に面会のうえ、提出した。面会時における検察官の様子からすると、Aさんの捜査担当警察官らの供述の聴取および証拠化が十分にはなされていないようであったことから、警官からの聴取と検面調書作成を求めたところ、その場では明確な返答はなかったものの、結局、検察官は、警官Gと警官Tの検面調書を作成したのであった。この時点で、警察側の主張を証拠化できたことは、非常に大きかった。これがなければ、警官らの証言は後述する現行犯逮捕手続書の内容と同様になり、重大な違法性を帯びる第1次検索は隠蔽され、判決の結論が異なるものになりえたからである。

警官らの検面調書が作成されたことは、起訴後わかったことであり、かつ、検面調書の存在が大きな意味を持つことがわかりえたのも、後述する現行犯逮捕手続書の開示後であった。

## 被告人弁護

検察庁の処分は、覚せい剤取締法違反(使用)での公判請求であった。

違法捜査を裏づける証拠が乏しく、仮に違法捜査があっても違法性の希釈化が判例上肯定されやすい尿の任意提出の事案である以上、その結果は予期していたが、率直に言って、これからの戦いの困難さを思うと、気が重かった。

公判担当の検察官に対し、早期の検察官請求証拠の開示を求め閲覧したところ、起訴検事への面会時に録取を求めていた警官Gと警官Tの検面調書が存在した。その内容には、第1次検索がなされた旨の記載があった。もともと、その検索は、各種事実関係からハリアーが盗難車である疑いがあったため、ハリアーの所有者ないし管理者を明らかにする限度で行ったものにすぎないと説明されていた。また、AさんはGにより身体確保されたものの、その際Aさんの左腕を持ったにすぎず、また以後のAさんのエルグランド乗車およびハリアー内の第2次検索は、すべてハリアーの所有を認めたAさんの同意を得て行ったうえで、Tが現行犯逮捕した旨が記載されていた。違法な第1次検索の存在が明らかとなり、また、警官らがAさんの名前を知った経緯が判明したのは、大きな前進であった。

しかし、無罪の結論を得るためには、まだ証拠が足りないと判断し、私は、公判検事に対し、現行犯逮捕手続書の開示を請求した。検事は消極的であったものの、私はない知恵を絞って、公判前整理手続が法定されている趣旨から、争点に関する証拠である現行犯手続書については起訴後第1回公判までの間に開示されるべきという主張で検事を説得し、書面での開示請求手続を経て、現行犯手続書の謄本の開示を受けることができた。この現行犯手続書の開示が、この裁判の帰趨を大きく決定づけた。現行犯手続書謄本には、第1次検索の存在が一切記載されておらず、ハリアーからの覚せい剤やAさんの薬袋の発見は、第2次検索によるものである旨の記載があり、ほかに、Aさんはハリアーの所有関係を認めていなかったことが記載され、他方、Aさんの腕をつかんだことは左右を問わず記載されていなかった。第1次検索を隠蔽していることから、第1次検索の違法性についても、警官らは十分認識していたことになる。

Aさんに弁護活動の成果を報告しに面会に行ったところ、Aさんの右手人差し指の不自然な様子に気

づいた私は、そのことをAさんに尋ねると、「右手の指が曲がってきている。逮捕時にケガをさせられた影響かもしれない」とのことであった。症状の現れる時期やその内容について医学の素人の私からすると不思議な点もあったが、当然素人考えで判断をすべきではない。

主観的な痛みの訴えのみではなく、客観的に確認できる身体症状が生じたことは、事件好転の重要な契機であると考えた私は、Aさんが以前交通事故に遭い整形外科に通っていたことと、別の病院の精神科にも他の理由で通っていたと話していたことを思い出し、これらの通院時に、右手の指が曲がっている旨の訴えを医師に対して行ったことがあるかをAさんに聞き、「ない」旨の答えを得ると、すぐに、Aさんが通院していた病院から、逮捕前において、Aさんは右手の指についての訴えをしたことがない旨の診断書を得るべく行動に出た。逮捕後の右手指の外見上の異常と、逮捕前の通院時のAさんの訴えとを対比し、逮捕時にAさんの指が曲がるような違法な有形力の行使があったことを、示そうと考えたのである。事務所から病院まで往復4時間ほどかけて、かれこれ5往復したが、それに見合う証拠を得ることができた。これと合わせて、Aさんが逮捕後に通院していた病院にて、診断書を入手した。証拠保全も頭をよぎったが、時間的な制約があった。いよいよ、裁判が始まる。

右陪席の単独事件として開廷された第1回公判にて、Aさんは公訴事実を認めたくうえで、弁護人から違法収集証拠の主張をした。また、証拠意見は、戸籍謄本を除きすべて不同意とした。弁号証として、上述した3枚の診断書を提出したうえで、Aさんの右手の指についての検証を請求した（現行犯手続書は、弾効に使用するため未請求）。趣旨は、Aさんの指の外見から警官らの有形力の行使の存在を示そうとするものである。検証について、裁判所の判断は留保された。第2回公判において、弁護人は、冒頭陳述をし、さらに検証と同趣旨の鑑定請求も行った。裁判所からの提案もあり、同期日において、Aさんの指の検証に代えて、被告人質問をし、その後Aさんの右手を法廷において写真にとり、被告人質問調書に添付することになった。写真の撮影や写真の選択にも一苦労があった。

また、警官GとTの証人申請は、弁護側、検察側の双方申請となった。そして、第2回公判後、合議事件として審理されることが決定された。第3回公判では、警官Gの証人尋問が行われた。弁護側としては、検面調書の内容どおり証言させるのが最低限の目標であったが（現行犯逮捕手続書の存在により、証言の信用性は大きく損なわれる）、それまでのAさんとの打合せにおいて、Aさんが警官に身体を確保された場所付近に、本件駐車場で物損事故を起こしたスカイラインが停車していたことが明らかになったため、その運転手を物件事故報告書の23条照会を通じて特定し（証言がないと、警察のこれまでの内容虚偽の証拠作成の経緯をみると、スカイラインの存在が隠されるおそれがあったので、尋問を23条照会に先行させたものである）、運転手を目撃者として証人申請したいという一縷の望みを現実にするべく、スカイラインが物損事故を起こした事実を証言させることを一段上の獲得目標とした。むろん、警官らの検面調書や現行犯逮捕手続書には、スカイラインの存在は記載されていなかった。この種の刑事裁判において当事者に準じる立場にある警察としては、不利な目撃者はないものとするのが、当然のセオリーなのかもしれない。警官Gの尋問時間3時間半の大半は弁護人からの質問に費やされた。紙幅に限りがあり、ここで詳述はできないが、自分なりに全身全霊の力を込めて尋問した甲斐があり、スカイラインがAさんの身体が確保された現場で、物損事故を起こしたこと、Aさんがハリアーは友人の物であると述べていたことが明らかになった。スカイラインについては、初めは知らないと言言していたものの、尋問経過からスカイラインの存在を認めざるをえなくなった。証言の誠実性・信用性に、大きな疑問が生じさせることができ、尋問は成功であった。

引き続き、第4回公判では、警官Tの尋問を行った。Gの証人尋問時には年配の検察官が公判に立会っていたが、第4回公判以降は、姿を見せなくなった。Tは現行犯逮捕手続書謄本の作成名義人であり、検面調書と同様の証言をさせれば足りた。スカイラインの存在も認めてくれた（なお、弁護人は、結果的に、運転手の証人申請は不要との判断をした）。Tの尋問はこれで充分であった。Tの尋問が終了すると、裁判長が、事件を期日間整理手続に付した。

検察による捜査の適法性立証は成功しなかった。

期日間整理手続において、弁護人は、検察官に対する大量の証拠開示請求や、横浜地方裁判所や横浜拘置支所に対する公務所照会請求など、考えられる手段をすべて試みた。検察官も証拠を適切に開示し、裁判所も、2つの両公務所照会をいずれも行った。期日間整理手続の結果、私の目には、Aさんが無罪になるべき十分過ぎる証拠が収集されたと映った。「この事件は、無罪にならないとすれば、正義に反する。絶対に無罪にするために、経験豊富で優秀な弁護士の目でも、あらためてこの事件を見てもらうべきである」との考えに至り、井上泰弁護士のご紹介で、横浜国大法科大学院教授の高原将光先生が、相弁護人についてくださることになった。大先輩の目からも、とくに期日間整理手続で行うべき活動はないとの判断を受け、公判手続に戻った。弁号証は優に30号証を超えていた。

公判では、警官Oの尋問とTの再尋問を行った。期日間整理手続終了までの間に十分な証拠が収集できたこともあり、高原弁護人の尋問を勉強させていただいた。尋問が終わると、裁判所は弁護人の鑑定請求を却下した。その後、相弁護人のイニシアチブでなされた勾留取消請求の却下を経て、弁論期日を迎えた。

弁論の内容を思いつくままに抜粋すると、以下のようになる。

- ① 第1次検索では警官らは車台番号を確認しようとする姿勢すらなく市民のプライバシーを可及的に尊重する姿勢に欠けており、その主観的態度からすれば第1次検索の違法性は重大である。
- ② Aさんが左腕をつかまれたのだとすれば、右腕をつかまれたと嘘をつくことは論理的に考えがたい。
- ③ 警官らがAさんの左腕をつかんだと虚偽を述べたのは、右腕をつかんだときの有形力の行使のありように問題があったことを警官ら自身が認識しているからである。
- ④ 捜査資料によれば、ハリヤー内の車検証入れや自動車損害賠償保険証等、ハリヤーの車体と所有・管理関係を同一であるべきものについてAさんはその所有・管理を認めていなかったこと等から、Aさんは自己の同車の所有・管理を否定して

いたはずである。

- ⑤ 第2次検索は第1次検索で発見されていた覚せい剤を初めて発見したように装うためのものであった。
- ⑥ 尿が「任意」で提出されたことをもって違法性が希釈されるとするのであれば、どんな違法捜査をしても尿を被疑者に出させれば有罪にできるという帰結を招き、将来の違法捜査の抑止という排除法則の趣旨を没却することになるので、そのような判断はなされるべきでない。
- ⑦ Aさんの尿の任意提出は第1次検索により発見された覚せい剤が疎明資料とされて発付された強制採尿令状の違法性の影響を受ける。
- ⑧ Aさんの現行犯逮捕には、第1次検索と実質的逮捕の2つの重大な違法性がそのまま受け継がれている。
- ⑨ 本件のように被害者の存在しない個人的な薬物使用のような事案では、市民感覚からしても、かかる違法捜査を許容する理由に乏しい。
- ⑩ したがって、被告人は無罪とされるべきである。

## 判決

判決の日は快晴であった。検察官と弁護人が法廷に入り、その後すぐに裁判体が入廷し着席する。裁判長は重たくない口調で「主文。被告人は無罪」。私はその主文を聞いて大きく何度か頷いた。それから、少し間をおいて、涙があふれ出した。机に両肘を付き、両手で目を隠すようにしながら、判決の理由を聞いた。正義が実現されたと感じて、ほっとしたのだ。秋山敬裁判長も、理由を説明しながら、少し声を詰まらせていたように聞こえた。Aさんも目を涙で濡らしていた。

判決での判断内容をいくつかを挙げると、①第1次検索が重大な違法性を帯びる捜索であること、②Aさんが警官Gに右手をつかまれたことは実質的逮捕であり、単なる手続選択の誤りとも異なりその違法性は深刻であること、③第2次検索は第1次検索の違法性を糊塗するための行為であり従前の捜査の違法性を遮断しないこと、④現行犯逮捕は、2つの重大な違法をそのまま受け継ぎ、その身体拘束を直接利用して採尿された尿の鑑定書は現行犯手続と密接に

関連し証拠能力がないこと等、弁護人の主張を大いに酌んでいただいたものであった。

私は、あまり泣き続けるのもカッコ悪いと思い、勤務弁護士時代に、ボス弁が無罪判決を得た時のことを思い出し、判決理由をメモする格好をした。実際には、メモ帳は涙で濡れていて、あまり書けなかった。それから2週間ほどして、この判決は確定した。

## 終わりに

本件事件が、こうした結末を迎えることができたのは、公判立会検察官の適切な証拠開示と、裁判体の正義を探求する姿勢によるものであったことはいうまでもない。

また、本件事件をこのような形で皆様にお伝えできるのは、本件を現代人文社にご紹介・ご推薦くださった弁護士の荒井俊英先生と木村保夫先生がいらしたからである。お二人には、心から感謝申し上げる。

そして、結びに私個人のことをいわせていただけるとすれば、私が本件事件について最後まで頑張ることができたのは、修習時代に人として法曹はどうあるべきかを体現し、示してくださった水野邦夫裁判官、私を弁護士として世に出してくださった石田武臣先生、そして、私の生涯ただ一人のボス弁護士である中村雅人先生のおかげである。

この事件を、御三方に捧げたい。

(みさわ・たいが)